

○南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則

令和5年1月30日規則第2号

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(規制区域)

第3条 条例第7条第2項の規制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第4条 条例第5条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物（以下「廃棄物」という。）の発生を抑制すること。

ウ 廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、原状に回復すること。

(費用の積立て)

第5条 事業者は、条例第5条第6項の規定により積み立てる費用として、法令等に基づき積立ての開始時期及び終了時期並びに毎月の積立額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと。

(事業概要の届出)

第6条 条例第8条の規定による当該設置事業の概要について届出を行おうとする事業者は、南関

町太陽光発電設備設置事業概要届出書（様式第1号。以下「事業概要届出書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の事業概要届出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該事業概要届出書を提出した事業者にも南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書（様式第2号）を通知するものとする。

（説明会等の実施）

第7条 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）意見の申出の方法

（2）個人情報 の 適正な取扱いのため事業者が講じる措置の内容

- 2 条例第9条第3項の規定による見解を記載した書面は、見解書（様式第3号）によるものとする。

- 3 条例第9条第4項の規定による報告は、南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書（様式第4号）に意見書及び見解書の写しを添えて、これを町長に提出しなければならない。

- 4 事業者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。

- 6 条例第9条第5項の看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第5号）とし、事業者は、当該看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

（事前協議の手続）

第8条 条例第11条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第6号。以下「事前協議書」という。）に事業計画その他次に掲げる図書を添付して、これを町長に提出しなければならない。ただし、当該事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

（1）別表第3に掲げる図書

（2）地域住民等への説明会結果報告書

（3）説明会で配布した資料

（4）説明会を開催した状況を確認することができる写真

（5）説明会に出席した者の名簿の写し

（6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

- 2 町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、事業者にも南関町太陽光発

電設備設置事業協議事項通知書（様式第7号）を通知するものとする。

- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。
- 5 条例第11条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する計画
 - (2) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
 - (3) 設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
 - (4) 資材、廃材等の管理に関する計画
 - (5) 既存の道路、水路等の管理に関する計画
 - (6) 太陽光発電設備の管理の方法、その撤去、処分の方法その他太陽光発電設備に関する事項
 - (7) 事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
(許可申請の手続)

第9条 条例第12条に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書（様式第8号）によるものとする。

- 2 条例第12条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、当該許可申請に係る事業計画に応じて、町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。
 - (1) 別表第3に定める図書
 - (2) その他町長が必要と認める図書
- 3 前項に規定する書類及び図書並びに事業計画は、各2部提出するものとする。
(許可の基準等)

第10条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項
 - ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、必要最小限度にとどめるとともに防災上必要な対策を講じること。
 - イ 事業区域内の雨水、湧水、その他の水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

ウ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて、必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項

ア 事業区域内の木竹を伐採する場合は、必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等及び土砂の流出等による濁水等の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 設置工事の施工に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽光発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーその他設備が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーその他設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 太陽光発電設備の設計等及び施工方法については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定における再生可能エネルギー発電設備の基準に適合したものであること。

(変更許可申請の手続等)

第11条 条例第14条第1項に規定する申請書は、南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
- (2) 事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）
- (3) その他町長が認めるもの

3 条例第14条第2項に規定する届出は、南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

(許可通知書等)

第12条 町長は、条例第12条の許可申請又は条例第14条第1項の変更の許可申請があつた場合において、許可をするときにあつては南関町太陽光発電設備設置事業許可通知書（様式第11号）によ

り、許可をしないときにあつては南関町太陽光発電設備設置事業不許可通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（工事着手等届出書）

第13条 条例第15条の規定による届出は、南関町太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書（様式第13号）によるものとする。

（工事完了検査の申請）

第14条 条例第16条第1項の規定による検査を受けようとする事業者は、南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第16条第2項の規定による通知は、南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書（様式第15号）により行うものとする。

（適正管理）

第15条 条例第18条第3項及び第4項の規定による提出等は、南関町太陽光発電設備適正管理計画書（様式第16号）、南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書（様式第17号）によりそれぞれ行うものとする。ただし、事業区域の面積が1ヘクタール以上とする。

（事業完了の届出）

第16条 条例第20条の規定による事業完了の届出は、南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書（様式第18号）により行うものとする。

（身分証明証）

第17条 条例第22条第2項に規定する証明証は、身分証明証（様式第19号）とする。

（指導、助言又は勧告に係る書面）

第18条 条例第23条第1項の規定による指導、助言又は勧告は、南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項に規定する規則で定める報告は、南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書（様式第21号）により行うものとする。

（公表の事前通知）

第19条 条例第24条第1項の規定により公表しようとするときは、公表される事業者に対し、その旨を南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書（様式第22号）により通知するものとする。

（公表）

第20条 条例第24条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(審議会の組織)

第21条 条例第25条第1項の規定による審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。

(審議会の会長等)

第22条 審議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 緊急の必要があり会議を招集することができないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(審議会の庶務)

第24条 審議会の庶務は、税務住民課環境対策係において処理する。

(既存施設の届出)

第25条 条例附則第4項の規定により南関町太陽光発電既存施設の届出書(様式第23号)より行うものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

- ・砂防法（明治30年法律第29号）第 2 条に規定する指定地
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の指定地
- ・森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画を立てた民有林及び同法第25条第 1 項に規定する保安林の区域
- ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第 3 条 1 項に規定する地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- ・河川法（昭和39年法律第167号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第54条第 1 項に規定する河川保全区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域に指定された農用地の区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項に規定する鳥獣保護区の区域
- ・熊本県文化財保護条例（昭和51年条例第48号）第35条第 1 項に規定する県史跡名勝天然記念物の指定地
- ・南関町文化財保護条例（昭和41年条例第28号）第 4 条第 1 項に規定する町指定文化財の指定地
- ・熊本県景観条例（昭和62年条例第 7 号）第 2 条に規定する地域

別表第 2 (第 6 条関係)

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び事業区域
実施方針	環境等の保全に関する方針、防災上の措置に関する方針及び設置工事の施工に関する方針

住民票の写し	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
現況写真	
その他	住民説明会で配布する資料

別表第3（第8条、第9条関係）

図書の種類	明示すべき事項
住民票の写し	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
位置図	方位、縮尺及び事業区域
公図	
地籍図	地番、地積及び地目並びに権利者の氏名又は名称
登記事項証明書	事業計画地の登記事項証明書
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
構造計算書	再生可能エネルギー発電設備の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
現況写真	
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名及び土地利用計画表、作成者の氏名
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工及び事業に関わる法令等の名称、作成者の氏名
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法及び排水方向、作成者の氏名
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算、作成者の氏名
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川

	名、排水構造物、排水方向及び流末流量、作成者の氏名
排水施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
道路施設構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、舗装構成図及び工事用道路詳細図、作成者の氏名
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、規格値、強度、断面図、展開図、設計条件及び留意事項、作成者の氏名
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積及び辺長、作成者の氏名
資力及び信用に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度事業量、資産総額、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴
施工能力に関する申告書	設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、技術者略歴及び工事施行履歴
許認可又は確認取得状況	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し
その他	各図書作成者の資格者証等 発電設備の性能及び品質に関する誓約書 費用の積立計画及び積立額、損害保険の加入証書

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業概要届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	kW
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ()
設計者	住所 氏名 電話番号 () 資格名称
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
発電設備運転開始予定日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業概要協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

年 月 日

様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

見解書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、見解を示します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の要旨	
意見に対する見解	

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業協議結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
説明会開催日時及び場所	年 月 日 時
意見の申出があつた日	年 月 日
意見を申出た者の氏名	
見解書を交付した日	年 月 日
協議を行った日時及び場所	年 月 日 時
協議結果	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	

上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

意見の申出者（申出者が複数である場合は、その代表者）

住所

氏名

備考 意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

意見書及び見解書、参加者一覧、議事録等の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

太陽光発電設備設置事業のお知らせ	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ()
設計者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 () 資格名称
工事施工者 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の職氏名、電話番号）	住所
	氏名 電話番号 ()
看板設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の規定により設置したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号） ・工事に関する連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号） 	

- 備考 (1) 看板の大きさは、縦90cm以上、横90cm以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60cmの位置を基準として設置すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業に着手しようとする前に事業区域内の見やすい場所に設置すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業事前協議書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ()
設計者	住所 氏名 電話番号 () 資格名称
設置事業に関わる法令等	
原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第5条第6項に係る積立計画等	

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業協議事項通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり協議すべき事項を通知します。

協議すべき事項	
---------	--

- 条例規則第8条第3項（抜粋）
通知を受けたときは、協議すべき事項がある場合は、速やかに関係者と協議を行い、書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。
- 条例規則第8条第4項（抜粋）
協議すべき事項の全てについて、関係者から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第12条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
想定発電出力	k W
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
設計者	住所 氏名 電話番号（ ） 資格名称
設置工事着手予定年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
設置事業に関わる法令等	

原状回復の方法	
災害時の対処法	
条例第5条第6項に係る 積立計画等	

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名 印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		
添付図書		

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
許可の条件	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業不許可通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり許可しないことを通知します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
許可しない理由	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、南関町を被告として（訴訟において南関町を代表する者は南関町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名 印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書

太陽光発電設備設置工事を着手（中断、再開、完了）したので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事（中断、再開）する理由	
工事（中断、再開）する期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号（ ）
添付図書	

年 月 日

南関町長 様

事業者 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地)

住 所

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名 印

電話番号 ()

南関町太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
現場管理者	住所 氏名 電話番号 ()
添付図書	
発電設備の運転開始 予定年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書

年 月 日付け 第 号で許可した太陽光発電設備設置工事
について、年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合し
ていると認められるので、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関す
る条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名 印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備適正管理計画書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
発電設備出力	k W
発電開始予定年月日	年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 実施体制（配置図） 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 条例第11条の事前協議の手續において提出すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備適正管理結果報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり提出します。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	
適正管理の実施状況	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正管理計画書に基づく結果書類 2 適正管理の結果がわかる書類 3 その他町長が必要と認める書類

備考 当該年度（4月1日から3月31日まで）の期間の結果を次年度の6月30日までに報告すること。

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電設備設置事業完了届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了年月日	年 月 日
添付図書	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事写真（各工程写真） 2 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 3 事業区域の位置図
太陽光発電設備を処分した日	年 月 日
太陽光発電設備を処分した方法	
原状回復を行った日	年 月 日
原状回復の方法	

（表面）

身分証明証

所属

氏名

上記の者は、南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例第22条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

南関町長

印

（裏面）

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（抜粋）

（報告の要請及び立入検査）

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

南関町長 印

南関町太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第1項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう指導（助言、勧告）します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
指導（助言、勧告）の内容	
指導（助言、勧告）の理由	

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名 印

電話番号 （ ）

南関町太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第18条第2項の規定による指導（助言、勧告）に基づき、次の措置を講じたので報告します。

設置事業名	
事業区域の所在地	
事業区域面積	m ²
指導（助言、勧告）の内容	
指導（助言、勧告）に基づく措置	

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第19条の規定により、次のとおり公表することとしたので通知します。

公表の内容	
公表の理由	
公表の方法	
公表の期間	

年 月 日

南関町長 様

事業者（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

住 所

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名 印

電話番号（ ）

南関町太陽光発電既存施設の届出書

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	m ²
太陽光発電施設の出力	k W
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
運転終了（予定）年月日	年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 維持管理計画書 2 実施体制（配置図） 3 保守点検の内容 4 その他町長が必要と認める書類

備考 令和5年9月30日までに届け出すること。